

千代田区相撲連盟規約

第一章（総則）

- 第1条 本連盟は、千代田区相撲連盟（以下「本連盟」という）と称する。
- 第2条 本連盟の所在地は、東京都千代田区内神田2丁目1-8 千代田区スポーツ協会内に置く。
- 第3条 本連盟は、千代田区における相撲の振興を担う団体であり、千代田区スポーツ協会と東京都相撲連盟に加盟する。
- 第4条 本連盟の設立は、昭和23年9月16日に第3回国民体育大会（福岡県）への選手派遣を契機に発足し、規約の初版を昭和26年4月1日より制定し施行する。

第二章（目的及び事業）

- 第5条 本連盟は区民（在勤者を含む）等の体位向上及び親睦を図り、併せてアマチュア相撲競技の健全なる発達普及を図ることを目的とする。
- 第6条 本連盟の目的達成の為、次の事業を行う。
- （1）各種大会並びに講習会の開催又は協賛。
 - （2）その他本連盟の目的達成に必要な事業。

第三章（会員）

- 第7条 本連盟の会員は、区民（在勤者を含む）又は一般の者の中から本連盟が認める者にして、本会趣旨に賛同し所定の会費を納入した者とする。
- 第8条 本会に入会・退会しようとする者は、所定の方法で理事長に提出しなければならない。

第四章（除名）

- 第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は、役員会の決議により、当該会員を除名することができる。
- （1）本規約または総会の決議に違反したとき。
 - （2）団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - （3）会費の納入を正当な理由なく6か月以上滞納したとき。
 - （4）その他、理事会にて当団体の会員として不適切と判断されたとき。
- 第10条 第9条の規定により会員を除名しようとする場合は、その役員会の議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 第11条 第9条の決議は、役員会の2分の1以上の同意を必要とする。

第五章（役員）

- 第12条 本連盟に次の役員を置く。また、顧問以外の役員は、会員によって構成するものとする。
- （1）会長 1名
 - （2）副会長 1名
 - （3）理事長 1名
 - （4）副理事 若干名
 - （5）会計 1名
 - （6）理事 若干名
 - （7）会計監査 1名

(8)顧問 若干名

第13条 役員の職務及び選任方法は次の通りである。

(1)会長は、理事において推薦する。

(2)副会長は、会長の指名により会長が委嘱し、会長を補佐する。

(3)理事長は、理事の互選により会長が委嘱し、理事長は全ての会務を総理する。

(4)副理事・理事・会計は、会員の互選により理事長が委嘱し、それぞれの会務を処理する。

(5)会計監査は会員の互選により理事長が委嘱し、財産を監査する。また、理事以外の会員の中から選出するものとする。

(6)顧問は役員において推薦し、理事長が委嘱し理事長の諮問に応ずる。

第14条 役員の任期は1年とし重任を妨げない。また、役員は、任期が満了しても後任者就任するまでは、その職務を行うこととする。

第六章（会議）

第15条 本連盟は次の会議を置き、必要に応じ理事長が随時召集するか、役員の2分の1以上、又は、会員の5分の1以上から会議の目的を示して請求があったときに招集する。

(1)総会・臨時総会

総会は、会員をもって構成し、毎年4月に開催し、事業報告・収支決算・役員選任等を審議する。

(2)役員会

役員会は、理事長・副理事長・会計をもって構成し、緊急を要する事項、简单なる事項、常務の事項等を審議代行する。

(3)理事会

理事会は、顧問以外の役員をもって構成し、年度計画、予算案、その他、特に重要な事項を審議する。

第16条 役員会・理事会は、インターネット上でも開催できるものとする。

第17条 議長は、理事長・副理事長・会計のいずれかが当たる。

第18条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席できない場合は、委任状をもって出席に代えることができる。

第19条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第20条 本規約の施行に関し、必要な事項は役員会で定めるものとする。

第七章（会計）

第21条 本連盟の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入を以って支弁する。

第22条 会費は年間、大人5,000円、中学生以下は3,000円とし、別途調整する。

第23条 活動に必要な資金は、会費を充てるものとする。

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第25条 本連盟の資金は、原則として本連盟名義の金融機関口座により管理するものとする。ただし、事業運営上必要な小口現金その他の現金については、会計担当者が適切に管理することができる。

第26条 会計担当者は、連盟の資金及び会計帳簿を適正に管理する。

第27条 予算に基づく資金の支出は、理事長または副理事長の承認を得て行うものとする。

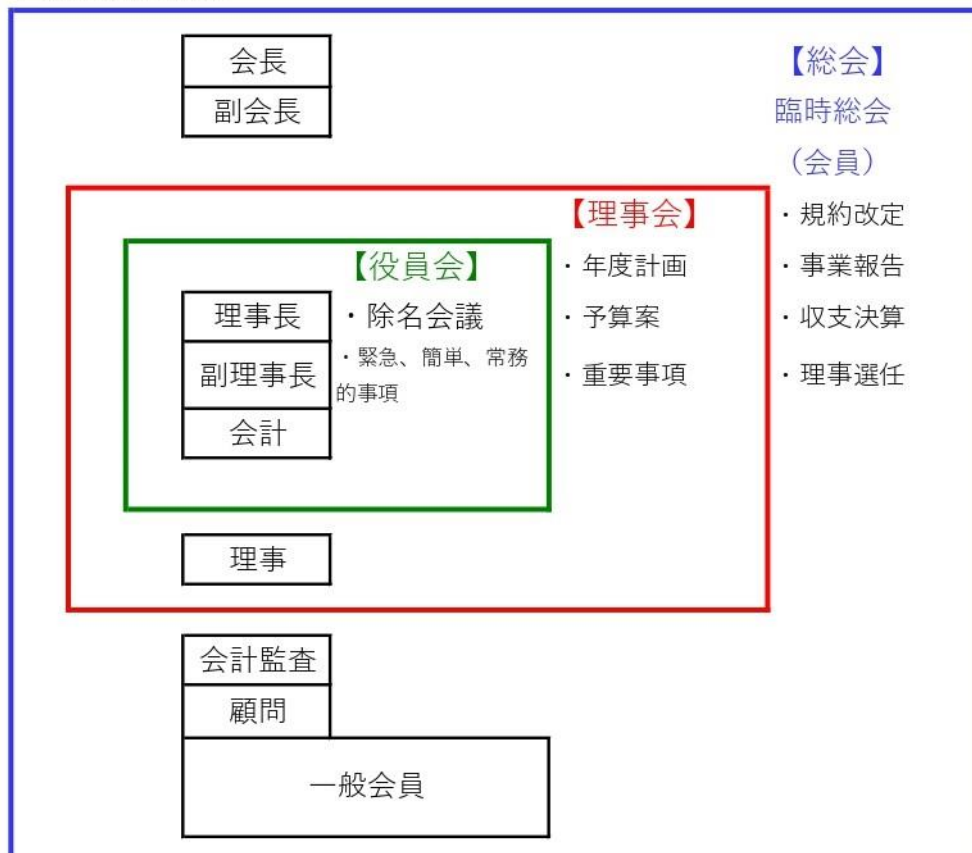
第八章（改訂）

第28条 この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

令和8年7月11日に改定、現状に即す。

■組織図と会議



以上